

第4期 安八郡障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月

神戸町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 背景・趣旨	1
2. 計画期間	2
3. 基本方針	2
(1) 障がいのある人の自己による決定と選択の尊重	2
(2) 障がいの種類やサービスの地域間格差の解消	2
(3) 一般就労への移行支援	2
(4) 新たなサービス目標の達成をめざして	2
第2章 障がいのある人を取り巻く現況	3
1. 障害者手帳	3
(1) 身体障害者手帳所持者	3
(2) 療育手帳所持者	5
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	7
(4) 自立支援医療費（精神）受給者証の所持者数	7
2. 障害支援区分認定	8
(1) 障害支援区分認定者	8
(2) 障害福祉サービス支給決定者	9
(3) 地域生活支援事業受給者証	10
第3章 基本指針に定める数値目標	12
1. 基本的な考え方	12
2. 就労支援事業の数値目標	12
(1) 施設入所者の地域生活への移行	12
3. 地域生活支援拠点の整備	14
4. 福祉施設から一般就労への移行	14
(1) 就労移行支援の利用者数	14
(2) 福祉施設から一般就労への移行者数	14
(3) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	15
第4章 障害福祉サービスの見込量	16
1. 訪問系サービス	16
(1) 居宅介護	18
(2) 重度訪問介護	18
(3) 同行援護	19
(4) 行動援護	19

(5) 重度障害者等包括支援	20
2. 日中活動系サービス	22
(1) 生活介護	24
(2) 自立訓練	25
(3) 就労移行支援	26
(4) 就労継続支援（A型・B型）	27
(5) 療養介護	28
(6) 短期入所（ショートステイ）	28
3. 居住系サービス	31
(1) 共同生活援助（グループホーム）	32
(2) 施設入所支援	32
4. 相談支援	33
(1) 計画相談支援	33
(2) 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	33
第5章 地域生活支援事業	35
1. 地域生活支援事業の概要	35
(1) 地域生活支援事業	35
(2) 相談支援事業	36
(3) 地域自立支援協議会	36
(4) 地域生活支援事業の見込量	37
第6章 障がいのある児童の支援	48
1. 障害児通所支援	48
(1) 児童発達支援	49
(2) 放課後等デイサービス	49
(3) 保育所等訪問支援	50
(4) 医療型児童発達支援	50
(5) 児童入所支援	50
2. 障害児相談支援	51
第7章 計画の管理、着実な推進のために	53
1. 推進体制の充実	53
2. 計画の弾力的な運用	53
資料編	54

第1章 計画策定にあたって

1. 背景・趣旨

第3期安八郡障害福祉計画は、計画期間を平成24年度～平成26年度として策定され、着実な推進が図られてきました。期間終了に伴い、第4期計画を策定し、さらなる障がい福祉の充実をめざすこととしました。

前計画では自立支援法に基づく計画策定を行っていますが、本計画は平成25年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の第88条に規定される障害者福祉計画として策定しました。障害者総合支援法は、自立の代わりに、基本的人権を享有する個人としての尊厳を明記し、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

本計画は、この障害者総合支援法及び策定に関する基本指針などを反映しています。また、同時に策定した福祉施策の長期計画である「第3次安八郡障害者計画」において計画の背景、位置づけ・性格、計画の対象、期間、計画づくり体制などについて整理するとともに、本計画も障害者計画の理念等を継承し、国、岐阜県の動向、安八郡の取組等を踏まえてまとめました。

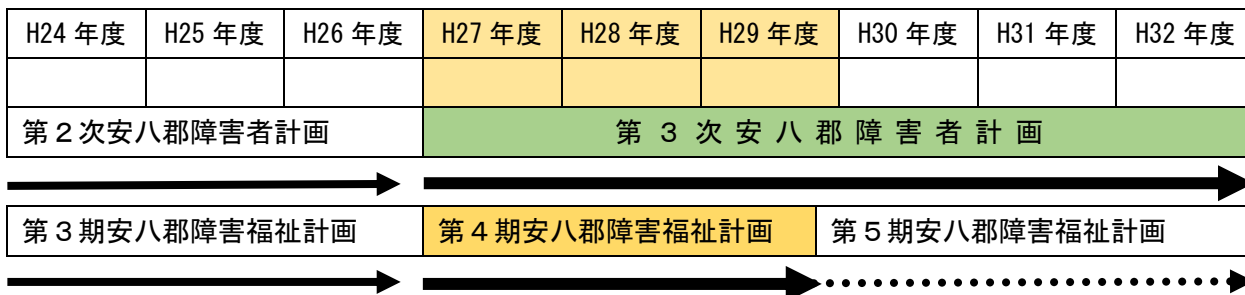
本計画は、障害者計画の基本理念「安心して共に暮らせる地域社会づくり」に基づき、「安心して暮らせる社会づくり」「社会参加への支援の充実」「日常生活を支える福祉の充実」「医療・福祉の連携による支援」の基本目標を共有しています。これら4つの基本目標の実現へ向けて、具体的な目標を設定しています。

本計画の策定にあたり示された基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定め、計画の最終年度である平成29年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定めるとされ、PDCAサイクル（P＝プラン・計画、D＝ドゥ・実行、C＝チェック・評価、A＝アクション・改善）による検証を行い、必要に応じて計画を見直すとされています。本計画はこうした趣旨を可能な限り反映させ、具体的な施策を盛り込んだサービスの実施計画を策定しました。

2. 計画期間

第4期安八郡障害福祉計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

図1-1 計画期間



3. 基本方針

基本方針は、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、「安心して共に暮せる地域社会づくり」をめざす第3次安八郡障害者計画を踏まえて、各種福祉サービスの充実に努めます。

計画の着実な推進のため、国の指針等を受けて、留意した点は次のとおりです。

(1) 障がいのある人の自己による決定と選択の尊重

障がいの有無で分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、障がい者自身の意思を尊重します。

(2) 障がいの種類やサービスの地域間格差の解消

障害者総合支援法では制度の谷間のない支援を提供する観点から障がい者の定義に難病患者等が追加されました。これにより病状の変動などにより身体障害者手帳の取得ができない一定の障がいがある人にも障がい福祉サービスが提供できるようになり、サービスの充実と郡内ではどこに住んでいても同等のサービスを提供します。

(3) 一般就労への移行支援

障がいのある人の就業には、雇用の場の確保が最優先課題となります。民間事業所に積極的に働きかけると同時に、雇用拡大の推進に努めます。

町の事業等で障がいのある人のできることについては、優先的な受注をするなどの方策を実施します。

(4) 新たなサービス目標の達成をめざして

障がい者の地域移行などを進める障害者総合支援法や国の基本指針に基づき、ニーズを踏まえたサービスの見込量を設定するとともに、実態を踏まえて常にチェックし、必要があれば修正して、目標達成のため必要かつ可能な施策を実施していきます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

1. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数の推移は、安八郡では平成23年の1,828人をピークに減少傾向を示しており、平成25年度が1,780人、平成26年度は1,671人となっています。

障がいの等級別で見ると、1～4級の層が多数を占めています。平成26年度をみると1級～4級は前年度に比べて神戸町が減少していますが、輪之内町、安八町は大きな変化は見られませんでした。

表2-1 町別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	841	853	834	831	723
輪之内町	432	427	427	412	405
安八町	543	548	561	537	543
計	1,816	1,828	1,822	1,780	1,671

※平成26年7月現在

図2-1 町別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

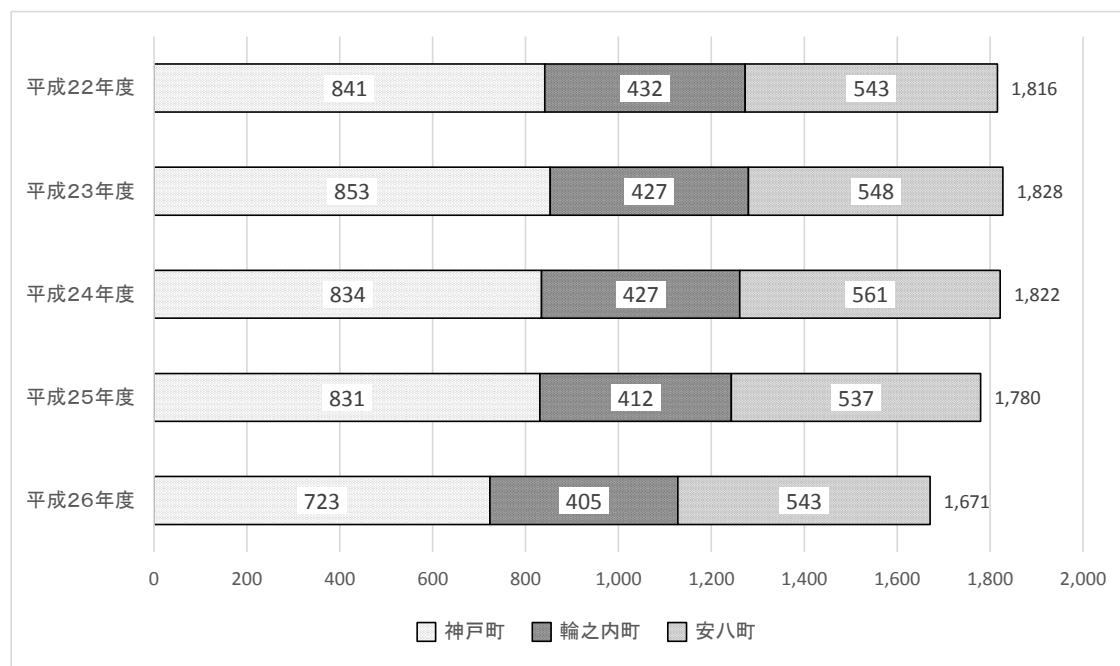


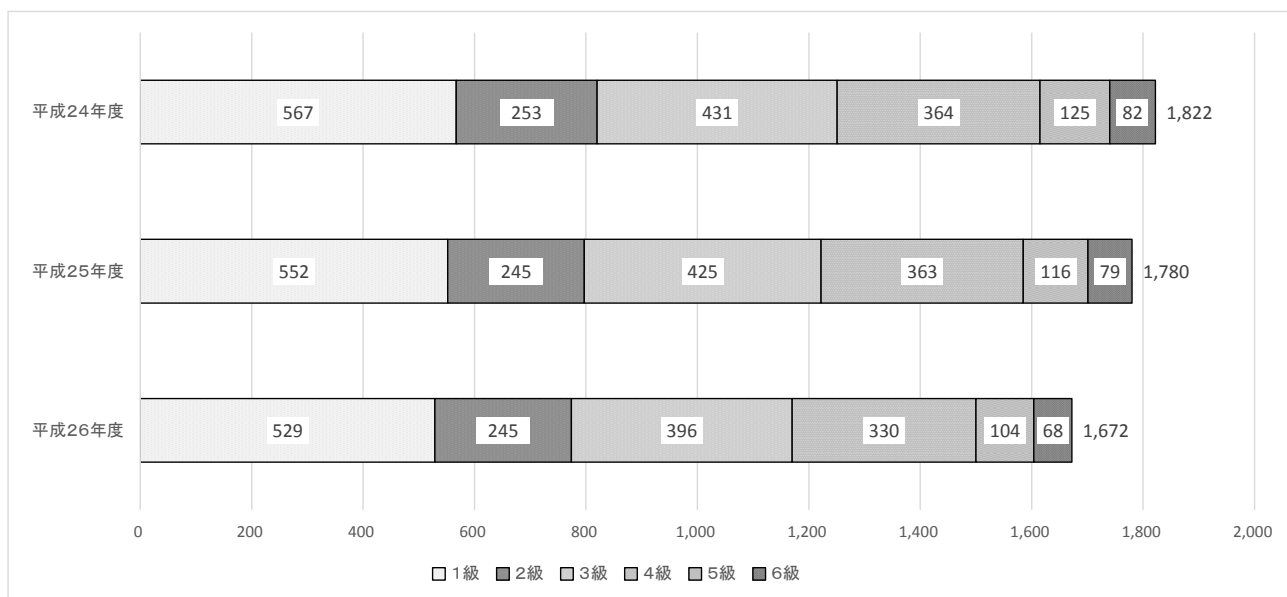
表2-2 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	等級	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	1級	269	271	252
	2級	126	126	116
	3級	174	171	147
	4級	166	166	135
	5級	58	56	42
	6級	41	41	31
	計	834	831	723
輪之内町	1級	129	128	124
	2級	57	49	54
	3級	122	119	114
	4級	79	79	76
	5級	24	24	24
	6級	16	13	13
	計	427	412	405
安八町	1級	169	153	153
	2級	70	70	75
	3級	135	135	135
	4級	119	118	119
	5級	43	36	37
	6級	25	25	24
	計	561	537	543
計	1級	567	552	529
	2級	253	245	245
	3級	431	425	396
	4級	364	363	330
	5級	125	116	103
	6級	82	79	68
	計	1,822	1,780	1,671

※平成26年7月現在

図2-3 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(2) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数の推移は、安八郡全体では微増となっています。

表2-3 町別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
神戸町	141	144	143
輪之内町	67	66	71
安八町	116	122	122
計	324	332	336

※平成26年7月現在

図2-4 町別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

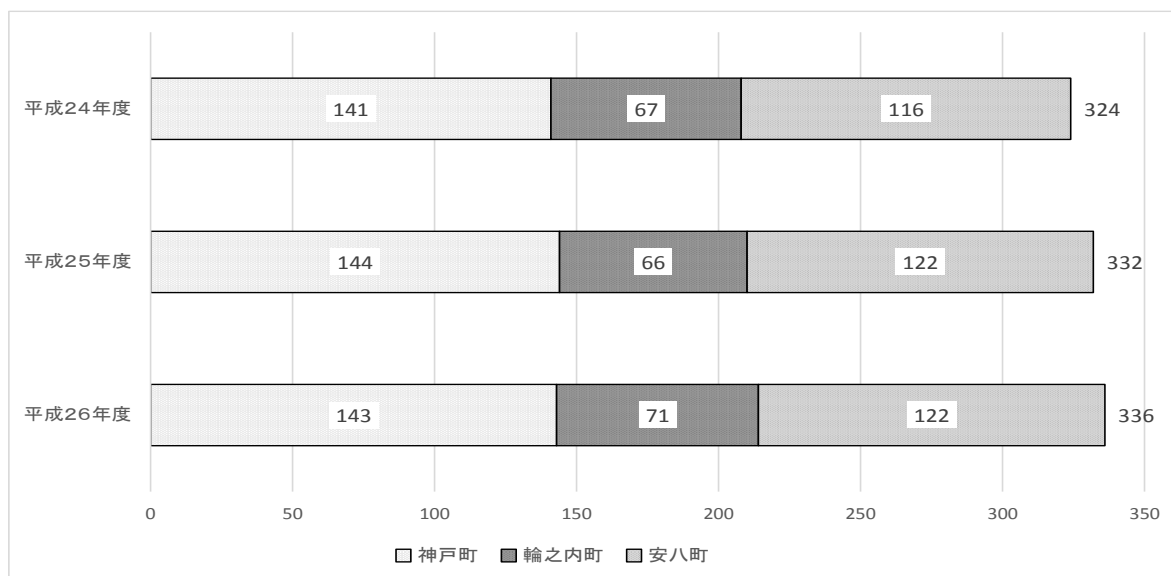


表2-4 区分別療育手帳所持者数の推移

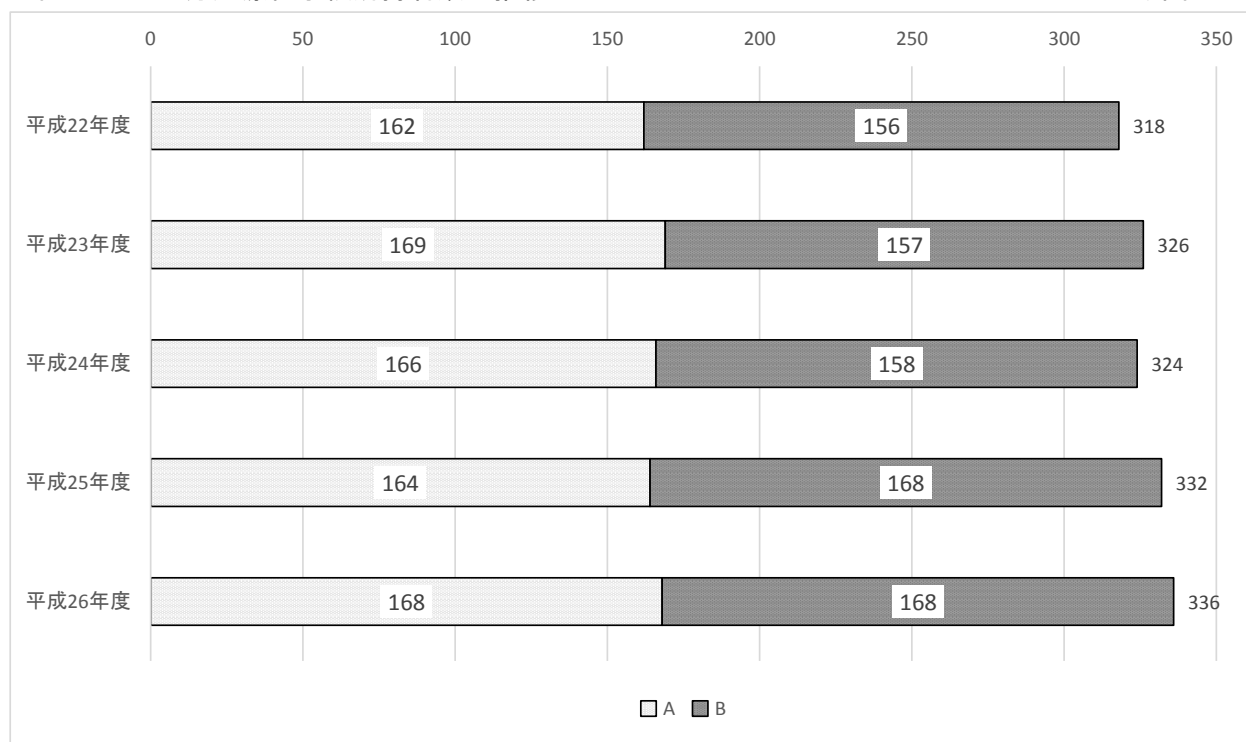
(単位:人)

		A	B	計
神戸町	平成22年度	64	73	137
	平成23年度	67	74	141
	平成24年度	66	75	141
	平成25年度	66	78	144
	平成26年度	67	76	143
輪之内町	平成22年度	39	30	69
	平成23年度	39	31	70
	平成24年度	37	30	67
	平成25年度	35	31	66
	平成26年度	38	33	71
安八町	平成22年度	59	53	112
	平成23年度	63	52	115
	平成24年度	63	53	116
	平成25年度	63	59	122
	平成26年度	63	59	122

※平成26年7月現在

図2-5 区分別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、安八郡では微増傾向を示しています。

表2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	等級	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	1級	23	29	32	34	33
	2級	48	46	48	56	55
	3級	9	14	17	20	19
	計	80	89	97	110	107
輪之内町	1級	10	9	11	12	13
	2級	24	24	24	27	26
	3級	4	4	4	3	2
	計	38	37	39	42	41
安八町	1級	20	25	27	26	26
	2級	36	37	40	43	43
	3級	5	7	4	6	6
	計	61	69	71	75	75
計	1級	53	63	70	72	72
	2級	108	107	112	126	124
	3級	18	25	25	29	27
	計	179	195	207	227	223

※平成26年7月現在

(4) 自立支援医療費(精神)受給者証の所持者数

自立支援医療費受給者数は、安八郡では増加傾向を示しています。

表2-6 自立支援医療費(精神)受給者証の所持者数

(単位:人)

	神戸町	輪之内町	安八町	計
平成24年度	125	62	89	276
平成25年度	139	68	86	293

提供:西濃保健所

2. 障害支援区分認定

(1) 障害支援区分認定者

障害支援区分とは、「障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要となるもので、平成26年4月から「障害程度区分」より改められました。

18歳以上では、輪之内町で「区分5」が増加しています。神戸町、安八町は「区分なし」が増加傾向となっています。18歳未満では、神戸町の「区分なし」が減少傾向にある以外は大きな変化は見られませんでした。

表2-7 区別障害支援区分認定者数の推移

(単位:人)

18歳以上		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	計
神戸町	平成24年度	0	1	7	7	23	28	34	100
	平成25年度	0	1	7	6	23	28	38	103
	平成26年度	0	1	8	6	19	31	49	114
輪之内町	平成24年度	1	2	5	4	4	12	24	52
	平成25年度	1	3	4	3	8	8	19	46
	平成26年度	1	4	4	2	9	9	18	47
安八町	平成24年度	2	1	14	7	10	20	22	76
	平成25年度	2	2	15	7	10	23	29	88
	平成26年度	2	2	15	7	10	23	31	90

※平成26年7月現在

(単位:人)

18歳未満		区分1	区分2	区分3	区分なし	計
神戸町	平成24年度	3	1	5	72	81
	平成25年度	1	1	4	69	75
	平成26年度	1	0	4	56	61
輪之内町	平成24年度	1	1	1	20	23
	平成25年度	0	1	0	23	24
	平成26年度	0	1	0	22	23
安八町	平成24年度	3	3	10	20	36
	平成25年度	2	2	9	23	36
	平成26年度	2	2	9	25	38

※平成26年7月現在

表2-8 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体）は区分2以上）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に調査項目あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
同行援護	身体介護を伴う場合は区分2以上（ほかに調査項目あり）	短期入所	区分1以上
重度障害者等包括支援	区分6（ほかに該当条件あり）		

（2）障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障がい福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

平成23年度から平成24年度の支給決定者数の大幅な減少は、児童デイサービスの制度改正によるものです。

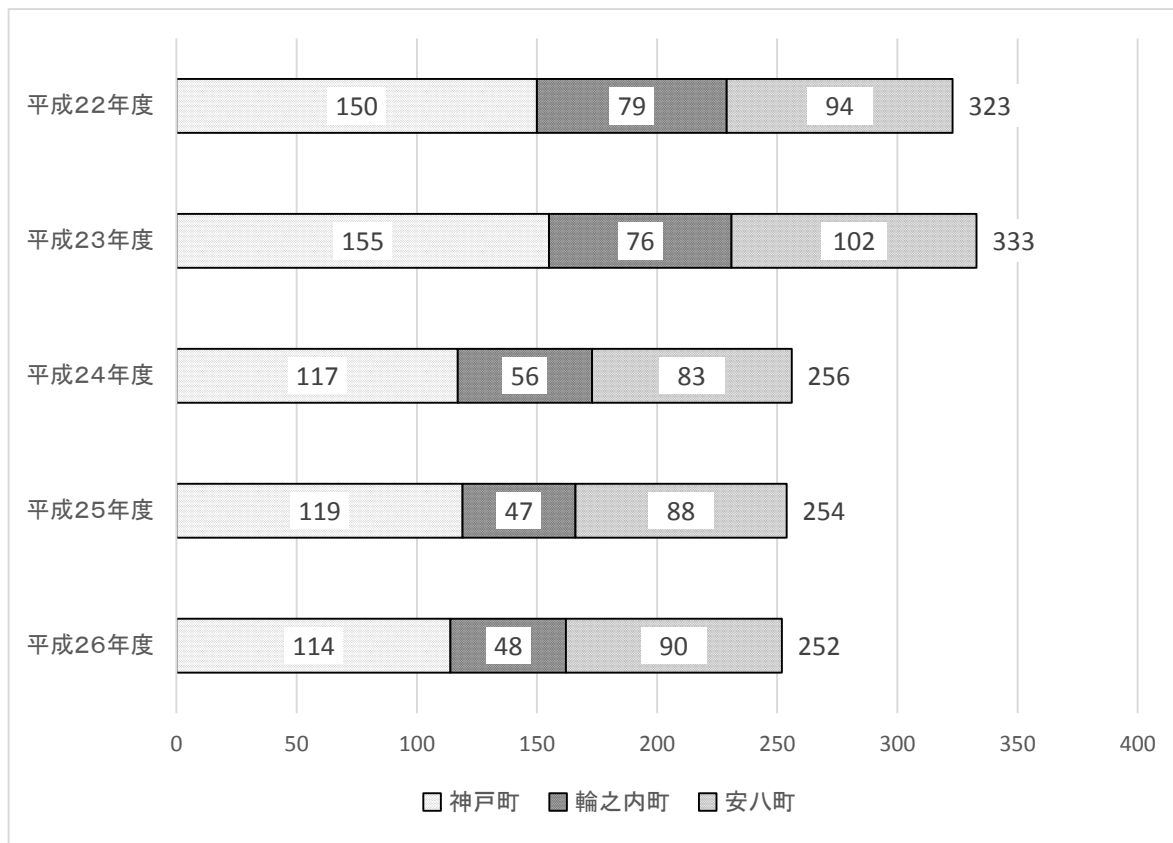
表2-9 町別障害福祉サービス支給決定者数の推移

(単位・人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	150	155	117	119	114
輪之内町	79	76	56	47	48
安八町	94	102	83	88	90
計	323	333	256	254	252

※平成26年7月現在

図2-6 町別障害福祉サービス支給決定者数の推移 (単位:人)



(3) 地域生活支援事業受給者証

地域生活支援事業を受けるためには、サービスの支給決定を受ける必要があります。推移を見ると、年々微増となっています。

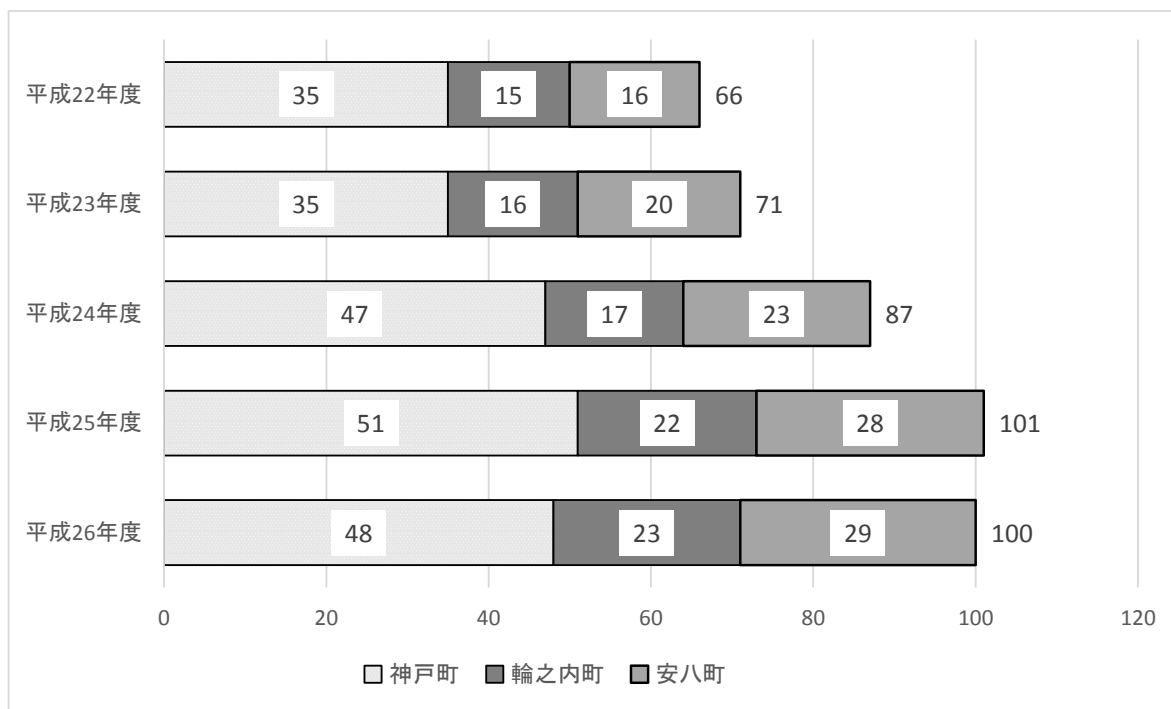
表2-10 町別地域生活支援事業受給者証所持者数の推移 (単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
神戸町	35	35	47	51	48
輪之内町	15	16	17	22	23
安八町	16	20	23	28	29
計	66	71	87	101	100

※平成26年7月現在

図2-7 町別地域生活支援事業受給者証所持者数の推移

(単位:人)



第3章 基本指針に定める数値目標

1. 基本的な考え方

自立支援法から障害者総合支援法への移行に伴い、障害福祉計画策定にあたり、「施設入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障害者の地域生活への移行」「障がい者の地域生活の支援」「福祉施設から一般就労への移行」などの策定指針が示されています。その中で、主な課題として、次のような課題と基本的な視点が示されています。

3町では、本計画策定にあたり、下記の基本的な視点到に留意しながら作業を進めました。

- 介護サービス等利用者急増に伴う財源不足
- 相談支援体制の市町村格差
- 福祉施設等への入所期間長期化
- 入所者の地域生活への移行、就労支援 地域全体で支えるシステムづくり、サービス拠点整備
- PDCAサイクルの導入
- 基本的考え方、達成すべき目標、サービス提供に関する見込み量、見込み方を提示
- 成果目標、活動指標について、少なくとも1年に1回、その実績を把握し、障害者施策と関連施策の動向を踏まえ、障害福祉計画の中間評価として分析、評価を行い、必要があれば計画の変更、事業の見直し等措置の実施。
- 中間評価は協議会、合議制の機関の意見を聞くとともに結果を公表することが望ましい。活動指標はより高い頻度で実績を把握し、達成状況の分析・評価を行うことが望ましい

2. 就労支援事業の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所している障がいのある人のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する数を見込み、平成29年度末の段階において地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

■施設入所者の削減

国の基本指針に基づき、平成29年度末時点での施設入所者数は、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活への移行とし、施設入所者数の4%以上を削減することとしました。

表3-1 施設入所者数削減の目標値

		目標数値等	備考
神戸町	平成25年度末の施設入所者数 (A)	26人	
	平成29年度末の施設入所者数 (B)	24人	
	【目標値】 削減見込 (A) - (B)	2人 (7.7%)	差引減少見込数
	【目標値】 地域生活移行者数	4人 (15.4%)	
輪之内町	平成25年度末の施設入所者数 (A)	7人	
	平成29年度末の施設入所者数 (B)	6人	
	【目標値】 削減見込 (A) - (B)	1人 (14.3%)	差引減少見込数
	【目標値】 地域生活移行者数	1人 (14.3%)	
安八町	平成25年度末の施設入所者数 (A)	16人	
	平成29年度末の施設入所者数 (B)	15人	
	【目標値】 削減見込 (A) - (B)	1人 (6.3%)	差引減少見込数
	【目標値】 地域生活移行者数	2人 (12.5%)	

3. 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針では、新たに障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとしています。このため、安八町でグループホームを平成29年度までに1カ所設置を計画しています。

4. 福祉施設から一般就労への移行

一般企業に雇用されることが困難な障がい者に対し、社会参加の場の確保及び一般就労への準備のため、就労移行支援を行い、障がい者の自立更生及び向上を図ります。今後も引き続き支援を行う際、障がい者の将来の生活へ向けた相談体制の充実に努めます。

(1) 就労移行支援の利用者数

国の基本指針に基づき、平成29年度末時点での就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者の6割以上増加をめざしました。

表3-2 就労移行支援の利用者数

	神戸町	輪之内町	安八町
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	0人	1人	0人
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	1人	2人	1人

(2) 福祉施設から一般就労への移行者数

国の基本指針に基づき、平成29年度時点での一般就労移行者数は、平成24年度時点の2倍としました。

表3-3 福祉施設から一般就労への移行者数

	神戸町	輪之内町	安八町
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	0人	0人
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	1人	1人	2人

※福祉施設の範囲は、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）です。

(3) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

郡内に就労移行支援事業所は現在ありませんが、郡内に事業所が設置された場合には、事業の5割以上が就労移行率3割以上をめざします。

※就労移行率とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、該当年度に一般就労へ移行した者の割合です。

第4章 障害福祉サービスの見込量

本章では、3町の各種福祉サービスの将来推計をしています。推計にあたっては、安八郡第3期障害福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）における計画と実績を比較した上で、障がい者のニーズや現状を把握し、本計画の期間である平成27年度～平成29年度における3年間の目標数値（見込量）を推計しました。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が在宅でより生活しやすくするための居宅介護、常時要介護状態にあつてかつ重度の肢体不自由な身体障がい者に入浴などのサービスなどを行う重度訪問介護や同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。利用者増も予想される中、現在の利用者数、平均的な1人当たりの利用量、障がい者のニーズ等を勘案して推計しました。

郡内には下表のとおり3つの事業所があります。

表4-1 郡内の訪問系サービスの提供事業所

	事業所名	サービスの種類
神戸町	(社福) 神戸町訪問介護ステーション	居宅介護 重度訪問介護
	(特定) と一たす	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
	(特定) スローライフ介護風庵	居宅介護 重度訪問介護

【訪問系サービスの計画と実績】

居宅介護の利用者数は、平成25年度の神戸町、安八町、平成26年度の安八町の実績（見込）が大幅に増加していますが、その他はほぼ計画どおりでした。利用時間については計画と実績との間には差が生じている年もあり、一人平均の利用時間が年度によって違いがあることがわかります。行動援護、同行援護の利用者数もほぼ計画に沿った実績となっています。

表4-2 訪問系サービスの計画と実績

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	居宅介護	利用者数（人）	10	11	10	14	10	11
		利用延時間数（h）	480	739	480	334	480	640
	重度訪問介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
		利用延時間数（h）	0	0	0	0	0	0
	同行援護	利用者数（人）	2	1	2	3	2	2
利用延時間数（h）		100	101	100	270	100	500	
行動援護	利用者数（人）	6	8	6	6	6	6	
	利用延時間数（h）	820	1,754	820	1,393	820	1,700	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	
	利用延時間数（h）	0	0	0	0	0	0	
輪之内町	居宅介護	利用者数（人）	7	5	7	7	7	8
		利用延時間数（h）	820	385	820	437	820	480
	重度訪問介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
		利用延時間数（h）	0	0	0	0	0	0
	同行援護	利用者数（人）	0	0	0	1	0	1
利用延時間数（h）		0	0	0	3	0	20	
行動援護	利用者数（人）	0	0	0	1	0	2	
	利用延時間数（h）	0	0	0	11	0	192	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	
	利用延時間数（h）	0	0	0	0	0	0	
安八町	居宅介護	利用者数（人）	2	3	2	5	2	6
		利用延時間数（h）	360	157	360	343	360	623
	重度訪問介護	利用者数（人）	1	1	1	0	1	0
		利用延時間数（h）	180	39	180	0	180	0
	同行援護	利用者数（人）	0	1	0	1	0	1
利用延時間数（h）		0	36	0	45	0	66	
行動援護	利用者数（人）	5	3	5	3	5	3	
	利用延時間数（h）	1,200	263	1,200	169	1,200	180	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	
	利用延時間数（h）	0	0	0	0	0	0	

(1) 居宅介護

居宅介護は、自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

利用希望が高まっているため、この3年間の平均値を上回る推計をしました。

表4-3 居宅介護利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	11	14	11	12	13	14
	利用延時間数(h)	739	334	640	760	820	880
輪之内町	利用者数(人)	5	7	8	9	9	10
	利用延時間数(h)	385	437	480	540	540	600
安八町	利用者数(人)	3	5	6	6	6	7
	利用延時間数(h)	157	343	624	660	660	780

(2) 重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由で、常時介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時における移動の補助等を総合的に行います。

近年、利用者がいませんでしたが、平成27年度から利用者を見込みました。

表4-4 重度訪問介護利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
	利用延時間数(h)	0	0	0	30	30	30
輪之内町	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
	利用延時間数(h)	0	0	0	30	30	30
安八町	利用者数(人)	1	0	0	1	1	1
	利用延時間数(h)	39	0	0	30	30	30

(3) 同行援護

同行援護は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）や移動の援護などを行います。

障がいのある人の社会参加、地域移行が目標とされる中、今後もニーズの増加が予想される町とも、直近の3年間の平均値を上回る利用者、利用時間を計画しました。

表4-5 同行援護利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	1	3	2	2	2	2
	利用延時間数(h)	101	270	500	300	300	300
輪之内町	利用者数(人)	0	1	1	1	1	1
	利用延時間数(h)	0	3	20	24	24	24
安八町	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
	利用延時間数(h)	36	45	66	72	72	72

(4) 行動援護

行動援護は、知的障がいまたは精神障がいによって、行動が困難で常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援などを行います。

3町とも現状を維持する計画としました。今後、事業者のスキルアップ等の人材育成、多様なニーズに応えられるよう体制づくりの支援を行っていく必要があります。

表4-6 行動援護利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	8	6	6	6	6	6
	利用延時間数(h)	1,754	1,393	1,700	1,700	1,700	1,700
輪之内町	利用者数(人)	0	1	2	2	2	2
	利用延時間数(h)	0	11	192	192	192	192
安八町	利用者数(人)	3	3	3	3	4	4
	利用延時間数(h)	263	169	180	180	240	240

(5) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高いと認められた人を対象とし、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に行います。

過去3年間の利用はありませんでしたが、3町とも1人を見込みました。

表4-7 重度障害者等包括支援利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
	利用延時間数(h)	0	0	0	120	120	120
輪之内町	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
	利用延時間数(h)	0	0	0	120	120	120
安八町	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
	利用延時間数(h)	0	0	0	120	120	120

【訪問系サービス見込量のまとめ】

表4-8 訪問系サービス見込量

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	居宅介護	人分	12	13	14
		時間分	64	69	74
	重度訪問介護	人分	1	1	1
		時間分	3	3	3
	同行援護	人分	2	2	2
時間分		25	25	25	
行動援護	人分	6	6	6	
	時間分	142	142	142	
重度障害者等 包括支援	人分	1	1	1	
	時間分	10	10	10	
輪之内町	居宅介護	人分	9	9	10
		時間分	45	45	50
	重度訪問介護	人分	1	1	1
		時間分	3	3	3
	同行援護	人分	1	1	1
時間分		2	2	2	
行動援護	人分	2	2	2	
	時間分	16	16	16	
重度障害者等 包括支援	人分	1	1	1	
	時間分	10	10	10	
安八町	居宅介護	人分	6	6	7
		時間分	55	55	65
	重度訪問介護	人分	1	1	1
		時間分	3	3	3
	同行援護	人分	1	1	1
時間分		6	6	6	
行動援護	人分	3	4	4	
	時間分	15	20	20	
重度障害者等 包括支援	人分	1	1	1	
	時間分	10	10	10	

(※) サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとしています。個別の単位については、以下のとおり。

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人分」…月間の利用人数

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、入所施設等で昼間の活動や訓練などを支援するサービスです。日中活動系サービスの利用者も制度変更等により増加しています。生活介護は施設に入所して介護を受けながら生活したい人などに食事や入浴などのサービスを提供します。また、医療ケアを必要とする人や65歳に近い高齢者に対応するため、基準該当事業所を整備しました。

就労移行支援では、ジョブコーチ等就労支援に関わる人材の育成がポイントとなります。また、障がいのある人の働く場所、就業機会を広げるために、就労支援部会を通じて関係機関に働きかけていきます。一般的に関係団体などからは「就職の場が少なすぎる」、「就職後もフォローがほしい」、「通所施設の設置や定員増の対策が必要」などの声が聞かれます。就労の実効性を高めるために、当事者と学校、支援機関と企業の相互理解、いわゆるマッチングの機会を設け、企画の検討、開催実習の機会を通じて、障がいへの理解を地域全体に広げるよう努めます。

表4-9 郡内の日中活動系サービスの事業所

	事業所名	サービスの種類	定員(人)
神戸町	日吉の森	就労継続支援(A型)	20
	神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園	生活介護	20
輪之内町	エフピコ愛バック岐阜工場	就労継続支援(A型)	14
	エフピコ愛バック岐阜選別センター	就労継続支援(A型)	32
	輪之内町障害福祉サービス事業所たんぼぼの里	就労継続支援(B型)	11
		生活介護	9
安八町	安八町社会就労センターひかりの里	就労継続支援(B型)	25

【日中活動系サービスの計画と実績】

日中活動系サービスでは、利用者または利用日数の実績が主に計画を上回ったのは、神戸町の生活介護、就労継続支援A型、輪之内町の就労継続支援B型、安八町の就労継続支援A型などでした。

表4-10 日中活動系サービスの計画と実績

			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	生活介護	利用者数(人)	35	59	33	62	31	60
		利用延日数(日)	6,300	12,968	5,940	13,259	5,580	13,300
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	3	0	3	0	3	0
		利用延日数(日)	60	0	60	0	60	0
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	3	6	3	6	3	5
		利用延日数(日)	60	620	60	842	60	840
	就労移行支援	利用者数(人)	3	2	4	2	5	0
		利用延日数(日)	720	182	960	312	1,200	0
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	4	7	5	13	6	19	
	利用延日数(日)	960	1,377	1,200	2,002	1,440	3,610	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	12	12	11	15	11	18	
	利用延日数(日)	2,160	2,225	1,980	2,831	1,980	3,340	
療養介護	利用者数(人)	2	0	2	0	2	0	
短期入所	利用者数(人)	7	10	7	11	7	11	
	利用延日数(日)	480	531	480	547	480	630	
輪之内町	生活介護	利用者数(人)	22	15	22	15	22	21
		利用延日数(日)	5,280	3,532	5,280	3,306	5,280	4,560
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0	1	0	1	0	1
		利用延日数(日)	0	122	0	146	0	180
	就労移行支援	利用者数(人)	2	0	3	1	4	1
		利用延日数(日)	480	0	720	136	960	120
	就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	2	4	3	3	3	2
利用延日数(日)		504	470	756	625	756	480	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	19	23	18	22	17	22	
	利用延日数(日)	4,560	4,878	4,320	4,803	4,080	4,320	
療養介護	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	
短期入所	利用者数(人)	3	3	3	2	3	3	
	利用延日数(日)	252	22	252	33	252	120	

第4章 障害福祉サービスの見込量

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
安八町	生活介護	利用者数(人)	17	19	17	21	27	24
		利用延日数(日)	4,560	4,827	4,560	4,979	7,242	5,700
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	1	1	1	2	1	2
		利用延日数(日)	240	188	240	412	240	410
	就労移行支援	利用者数(人)	0	2	0	1	0	1
		利用延日数(日)	0	251	0	18	0	60
	就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	2	6	3	13	4	15
		利用延日数(日)	552	648	828	2,113	1,104	3,310
	就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	26	31	24	31	12	30
		利用延日数(日)	5,616	6,102	5,184	6,434	2,592	6,400
	療養介護	利用者数(人)	2	2	2	2	2	2
	短期入所	利用者数(人)	4	2	4	3	4	3
		利用延日数(日)	672	351	672	372	672	390

(1) 生活介護

生活介護は、常時介護を必要とする障がいのある人を対象に、主に昼間に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。

利用者数は横ばいの状況が続いていますが、今後の増加を見込む必要があると考えられるため、段階的な増加を計画しました。

表4-11 生活介護利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	59	62	60	62	64	66
	利用延日数(日)	12,968	13,259	13,300	13,640	14,080	14,520
輪之内町	利用者数(人)	15	15	21	21	21	23
	利用延日数(日)	3,235	3,306	4,560	5,040	5,040	5,520
安八町	利用者数(人)	19	21	24	24	24	25
	利用延日数(日)	4,827	4,979	5,700	5,800	5,800	6,300

(2) 自立訓練

自立訓練（機能訓練）は地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人を対象とし、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（生活訓練）は地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人を対象とし、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等日常生活能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所が少ないことや現段階では利用者が少ないことから、生活訓練では平成24年度～26年度の間で最も多かった年の利用人数を見込みました。

表4-12 自立訓練利用の見込量

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	自立訓練 （機能）	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
		利用延日数(日)	0	0	0	48	48	48
	自立訓練 （生活）	利用者数(人)	6	5	5	6	6	6
		利用延日数(日)	620	842	840	930	930	930
輪之内町	自立訓練 （機能）	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
		利用延日数(日)	0	0	0	48	48	48
	自立訓練 （生活）	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用延日数(日)	122	146	180	180	180	180
安八町	自立訓練 （機能）	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
		利用延日数(日)	0	0	0	48	48	48
	自立訓練 （生活）	利用者数(人)	1	2	2	2	2	2
		利用延日数(日)	188	412	410	530	530	530

(3) 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、定められた期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援等を行います。

就労につなげていく積極的な取り組みが期待され、利用者数及び利用日数は増加が予想されます。

表4-13 就労移行支援利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	2	2	1	2	2	2
	利用延日数(日)	182	312	120	480	480	480
輪之内町	利用者数(人)	0	1	1	1	1	2
	利用延日数(日)	0	136	120	240	240	480
安八町	利用者数(人)	2	1	1	1	1	2
	利用延日数(日)	251	18	60	180	180	360

(4) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援（A型）は雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合に、一般就労に向けた支援を行います。

就労継続支援（B型）は企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった、または雇用に結びつかなかった障がいのある人を対象に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を行います。

訓練等によって障がいのある人の就業機会を増やすことが期待されており、利用者数及び利用日数の年々増加が予想されるため、3町とも見込量を増やしています。

表4-14 就労継続支援利用の見込量

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	7	13	19	25	31	37
		利用延日数(日)	1,377	2,002	3,610	4,800	5,900	7,100
	就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	12	15	18	21	24	27
		利用延日数(日)	2,225	2,831	3,350	4,000	4,500	5,100
輪之内町	就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	4	3	2	3	3	5
		利用延日数(日)	470	625	480	720	720	1,200
	就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	23	22	22	20	20	22
		利用延日数(日)	4,878	4,803	4,320	4,800	4,800	5,280
安八町	就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	6	13	15	15	15	20
		利用延日数(日)	648	2,113	3,310	3,600	3,600	4,800
	就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	31	31	30	30	30	35
		利用延日数(日)	6,102	6,434	6,400	6,500	6,500	7,600

(5) 療養介護

療養介護は、医療及び常時介護を必要とする障がいのある人に対して、主に昼間に病院や施設で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の世話等を行います。

利用者がほぼ固定化されていることが考えられ、大きな変更はない見込としています。

表4-15 療養介護利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	2	1	0	0	0	0
輪之内町	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
安八町	利用者数(人)	2	2	2	2	2	2

(6) 短期入所（ショートステイ）

短期入所は、自宅で介護を行う方が病気等の理由により介護できない場合に、障がいのある人を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現状の利用者数及び利用人数を見込んでいます。

表4-16 短期入所利用の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	10	11	11	11	11	11
	利用延日数(日)	531	547	630	630	630	630
輪之内町	利用者数(人)	3	2	3	3	3	3
	利用延日数(日)	22	33	120	120	120	120
安八町	利用者数(人)	2	3	3	3	3	3
	利用延日数(日)	351	372	390	370	370	370

【日中活動系サービス見込量のまとめ】

表4-17 日中活動系サービス見込量

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	生活介護	人分	62	64	66
		人日分	1,137	1,174	1,210
	自立訓練 (機能訓練)	人分	1	1	1
		人日分	4	4	4
	自立訓練 (生活訓練)	人分	6	6	6
		人日分	78	78	78
	就労移行支援	人分	2	2	2
		人日分	40	40	40
	就労継続支援 (A型)	人分	25	31	37
		人日分	400	492	592
就労継続支援 (B型)	人分	21	24	27	
	人日分	334	375	425	
療養介護	人分	0	0	0	
短期入所 (医療型)	人分	0	0	0	
	人日分	0	0	0	
短期入所 (福祉型)	人分	11	11	11	
	人日分	53	53	53	
輪之内町	生活介護	人分	21	21	23
		人日分	420	420	460
	自立訓練 (機能訓練)	人分	1	1	1
		人日分	4	4	4
	自立訓練 (生活訓練)	人分	1	1	1
		人日分	15	15	15
	就労移行支援	人分	1	1	2
		人日分	20	20	40
	就労継続支援 (A型)	人分	3	3	5
		人日分	60	60	100
就労継続支援 (B型)	人分	20	20	22	
	人日分	400	400	440	
療養介護	人分	1	1	1	
短期入所 (医療型)	人分	0	0	0	
	人日分	0	0	0	
短期入所 (福祉型)	人分	3	3	3	
	人日分	10	10	10	

第4章 障害福祉サービスの見込量

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
安八町	生活介護	人分	24	24	25
		人日分	484	484	525
	自立訓練 (機能訓練)	人分	1	1	1
		人日分	4	4	4
	自立訓練 (生活訓練)	人分	2	2	2
		人日分	45	45	45
	就労移行支援	人分	1	1	2
		人日分	15	15	30
	就労継続支援 (A型)	人分	15	15	20
		人日分	300	300	400
就労継続支援 (B型)	人分	30	30	35	
	人日分	542	542	634	
療養介護	人分	2	2	2	
短期入所 (医療型)	人分	0	0	0	
	人日分	0	0	0	
短期入所 (福祉型)	人分	3	3	3	
	人日分	31	31	31	

(※) サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとしています。個別の単位については、以下のとおり。

「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」・・・月間の利用人数

3. 居住系サービス

障がい者の地域における居住の場として、グループホームの充実が期待されています。同時に、自立訓練等の推進によって、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行を進めていきます。

【居住系サービスの計画と実績】

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、障がいのある人の地域生活への移行を進めてきました。施設入所支援を含めて3町とも、ほぼ計画通りの実績でした。

表4-18 居住系サービスの計画と実績

(単位:人)

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	共同生活援助 (グループホーム)	1	0	1	0	2	7
	共同生活介護 (ケアホーム)	6	6	7	6	7	
	施設入所支援	26	28	25	27	24	26
輪之内町	共同生活援助 (グループホーム)	2	1	3	1	3	6
	共同生活介護 (ケアホーム)	3	4	3	4	3	
	施設入所支援	8	9	7	9	7	7
安八町	共同生活援助 (グループホーム)	1	0	1	0	2	6
	共同生活介護 (ケアホーム)	5	5	6	6	6	
	施設入所支援	16	17	15	16	14	15

※平成26年4月1日より、共同生活介護(ケアホーム)は、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう共同生活援助(グループホーム)に統合されました。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、地域において共同生活を営む方を対象に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談やその他日常生活の援助を行います。

グループホームは、これまでの推移から利用者数の増加が見込まれるため、見込量を増やしています。

表4-19 共同生活援助利用者数の見込量 (単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	6	7	7	7	8	15
輪之内町	5	6	6	6	6	10
安八町	5	6	6	8	8	15

※グループホームは、安八町にて平成29年度末までに1カ所の設置を計画しています。

(2) 施設入所支援

施設入所支援は、病院や施設入所者に夜間や休日に食事、入浴、トイレ等の介助を行い、医療的ケアや生活相談などの支援を行います。

国の基本指針に基づき、原則、削減を目標に計画しました。

表4-20 施設入所者支援利用者数の見込量 (単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	28	27	26	26	25	24
輪之内町	9	9	7	7	7	6
安八町	17	16	15	15	15	15

【居住系サービス見込量のまとめ】

表4-21 居住系サービス見込量 (単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	共同生活援助（グループホーム）	7	8	15
	施設入所支援	26	25	24
輪之内町	共同生活援助（グループホーム）	6	6	10
	施設入所支援	7	7	6
安八町	共同生活援助（グループホーム）	8	8	15
	施設入所支援	15	15	15

4. 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域相談支援があります。

【計画相談支援の実績】

平成26年度の計画相談支援は、3町とも大幅に増加しています。

表4-22 計画相談支援の実績 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
神戸町	8	68	117
輪之内町	4	38	48
安八町	7	42	90

(1) 計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援など)を利用するすべての人に対し、障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後に、サービス事業者等との連携調整等を図り、利用計画の作成を行うとともに、サービスの利用状況等の検証(モニタリング)を行います。

平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成27年4月以降は市町村が支給要否決定を行うにあたり、原則としてすべての障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者等が対象となるため、平成25年度から実績が大幅に増加しています。

3町ともサービス利用者及び新たなサービスへの利用希望者の増加を計画しました。

表4-23 計画相談支援の見込量 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	8	68	117	120	123	126
輪之内町	4	38	48	50	52	55
安八町	7	42	90	95	100	105

(2) 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

地域移行支援相談は、障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行、住居確保等、関係機関との調整を行います。

地域定着支援相談は、自宅において単身で生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の必要な支援を行います。

第4章 障害福祉サービスの見込量

実績はありませんでしたが、精神科病院や入所施設との連携を図り、相談支援体制の維持を計画しました。

表4-24 地域相談支援の見込量

(単位:人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	地域相談支援 (地域移行支援)	0	0	0	1	1	1
	地域相談支援 (地域定着支援)	0	0	0	1	1	1
輪之内町	地域相談支援 (地域移行支援)	0	0	0	1	1	1
	地域相談支援 (地域定着支援)	0	0	0	1	1	1
安八町	地域相談支援 (地域移行支援)	0	0	0	1	1	1
	地域相談支援 (地域定着支援)	0	0	0	1	1	1

【相談支援見込量のまとめ】

表4-25 相談支援の見込量

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	計画相談支援	120	123	126
	地域相談支援(地域移行支援)	1	1	1
	地域相談支援(地域定着支援)	1	1	1
輪之内町	計画相談支援	50	52	55
	地域相談支援(地域移行支援)	1	1	1
	地域相談支援(地域定着支援)	1	1	1
安八町	計画相談支援	95	100	105
	地域相談支援(地域移行支援)	1	1	1
	地域相談支援(地域定着支援)	1	1	1

第5章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の概要

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。

(1) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に地域や利用者の実情に応じて町が実施する事業です。

表5-1 地域生活支援事業

区分	事業名	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
地域活動支援センター機能強化事業		
任意事業	日常生活支援	日中一時支援事業
		訪問入浴サービス事業
	社会参加支援	自動車運転免許取得助成事業
		自動車改造助成事業
	その他	

(2) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人が、障がいのある人の家族からの福祉サービスに関する情報提供や相談、虐待の防止・早期発見などの権利擁護のために必要な支援を行います。

西濃圏域の市町は共同で表5-2の事業所に相談支援事業を委託しています。

表5-2 障害者相談支援事業委託事業所

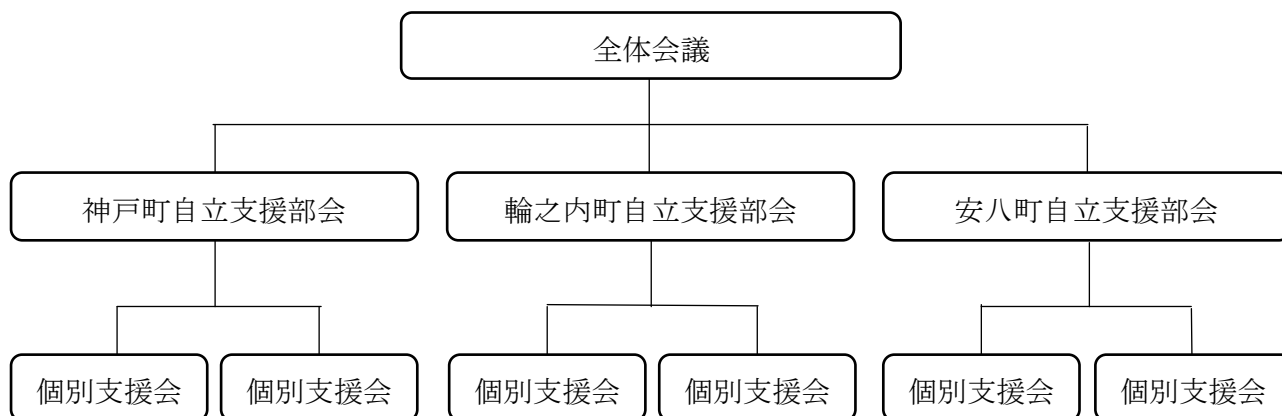
	事業所名
精神	(医) 静風会 相談支援事業所せせらぎ
	(社福) 楽山・社の会 相談支援センターグリーンヒル
知的	(社福) 大垣柿の木荘
	(社福) あゆみの家 相談支援事業所ゆう

(3) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、地域での相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障がいのある人等を支えるための仕組み作りの中間的役割を果たします。平成20年度に3町で共同設置し、地域の関係機関の連携強化に努めてきました。

安八郡障がい者自立支援協議会の組織図は次のとおりです。

図5-1 安八郡障がい者自立支援協議会組織図



(4) 地域生活支援事業の見込量

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにすることを目的に相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用品給付事業を実施しています。それぞれの利用実績と必要な量の見込みは次のとおりです。

① 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人も住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。

成年後見制度利用支援事業の見込みを加え、その他については、現状維持の計画としました。

表5-3 相談支援事業の見込量

(単位:箇所数、有無)

神戸町	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1	1

輪之内町	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1	1

安八町	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1	1

② 移動支援事業（人・延時間）

移動支援事業は、障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

【移動支援事業の計画と実績】

3町とも利用者数、利用時間は、増加しています。

表5-4 移動支援事業の計画と実績

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	利用者数（人）	22	27	23	23	24	28
	利用延時間数（h）	1,496	1,921	1,564	1,634	1,632	2,000
輪之内町	利用者数（人）	3	2	3	6	3	9
	利用延時間数（h）	200	74	200	303	200	300
安八町	利用者数（人）	7	6	7	10	7	10
	利用延時間数（h）	476	400	476	751	476	751

実績では利用人数及び延べ時間が3町ともに増加しています。神戸町で利用者の増加を見込んでいます。今後も利用しやすいサービスの提供及び拡充を図っていきます。

表5-5 移動支援事業の見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	利用者数(人)	27	23	28	29	30	31
	利用延時間数(h)	1,921	1,634	2,000	2,060	2,100	2,200
輪之内町	利用者数(人)	2	6	9	9	9	9
	利用延時間数(h)	74	303	300	300	300	300
安八町	利用者数(人)	6	10	10	10	10	10
	利用延時間数(h)	400	751	751	750	750	750

表5-6 移動支援事業委託事業所

()は事業所がある市町

	事業所名	
神戸町	とーたす (神戸町)	地域生活支援センター ツリー (山県市)
	チェントロマンマ (大垣市)	大垣タクシー (大垣市)
	岐阜アソシア (岐阜市)	ぎふ羽島ボランティア協会 (羽島市)
	ジーバケアサービス (大垣市)	ケアサービスアスカ (大垣市)
	ニチイケアセンター岐阜北 (岐阜市)	マミーハウス (大垣市)
	ニチイケアセンターうるう (大垣市)	おおぞら (垂井町)
輪之内町	ファミリーサポート柳津 (岐阜市)	ぎふ羽島ボランティア協会 (羽島市)
	羽島企画トータルケア Mama's (羽島市)	ジーバケアサービス (大垣市)
	チェントロマンマ (大垣市)	
安八町	ジーバケアサービス (大垣市)	ぎふ羽島ボランティア協会 (羽島市)
	ニチイケアセンター (大垣市)	羽島企画トータルケア Mama's (羽島市)
	マミーハウス (大垣市)	生活サポートはしま (羽島市)
	チェントロマンマ (大垣市)	障害者自立センターつかいぼう (岐阜市)
	おおぞら (垂井町)	ファミリーサポート柳津 (岐阜市)
	地域生活支援センター ツリー (山県市)	岐阜ヘルパー居宅介護サービス (岐阜市)

※平成26年10月現在

③ コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者派遣等の方法により、障がいのある人との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【コミュニケーション支援事業の計画と実績】

利用者数は、ほぼ計画通りでした。

表5-7 コミュニケーション支援事業利用者の計画と実績 (単位:人)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	1	0	1	0	1	0
輪之内町	3	2	3	3	3	3
安八町	2	7	2	1	2	1

利用者数に大きな変化は見られませんが、潜在的ニーズはあり、3町とも手話通訳者等派遣事業の利用が増える見込量としています。

表5-8 コミュニケーション支援事業の見込量 (単位:人)

	事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		神戸町	手話通訳者設置事業	0	0	0	0
	手話通訳者等派遣事業	0	0	0	1	1	1
	要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
輪之内町	手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者等派遣事業	2	3	3	3	4	4
	要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
安八町	手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者等派遣事業	7	1	1	2	2	2
	要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0

④ 日常生活用具給付等

日常生活用具給付等は、日常生活上の便宜を図るため必要となる生活用具の支給を行います。

【日常生活用具給付等の計画と実績】

3町とも、ほぼ計画通りでした。

表5-9 日常生活用具給付等の計画と実績

(単位:件)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	介護・訓練支援用具	2	2	2	3	2	2
	自立生活支援用具	4	0	4	3	4	0
	在宅療養等支援用具	4	7	4	2	4	2
	情報・意思疎通支援用具	2	2	2	2	2	1
	排泄管理支援用具	300	324	300	340	300	350
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	1	0	1	0
輪之内町	介護・訓練支援用具	1	0	1	0	1	0
	自立生活支援用具	1	1	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	4	3	4	1	4	1
	情報・意思疎通支援用具	0	1	0	1	0	1
	排泄管理支援用具	130	104	130	126	130	130
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	0	1	0
安八町	介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	1	2	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	7	1	7	6	7	5
	情報・意思疎通支援用具	4	1	4	0	4	0
	排泄管理支援用具	310	340	310	376	310	380
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	0	0	0

3町とも特に排泄器具の給付が多くなっているため、見込量を増やしています。

表5-10 日常生活用具給付等の見込量

(単位:件)

	給付等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	介護・訓練支援用具	2	3	2	3	3	3
	自立生活支援用具	0	3	0	3	3	3
	在宅療養等支援用具	7	2	2	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	2	2	1	2	2	2
	排泄管理支援用具	324	340	350	350	360	370
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	1	1	1
輪之内町	介護・訓練支援用具	0	0	0	1	1	1
	自立生活支援用具	1	1	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	3	1	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	1	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具	104	126	130	130	140	150
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	0	1	1	1
安八町	介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	2	1	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	1	6	5	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	1	0	0	1	1	1
	排泄管理支援用具	340	376	380	380	390	400
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	1	1	1

⑤ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等多様な活動の場を設けています。

【地域活動支援センターの計画と実績】

3町とも利用人数は、ほぼ計画通りでした。

表5-11 地域活動支援センターの計画と実績

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	利用者数（人）	4	4	4	5	4	4
	利用延日数（日）	700	810	700	814	700	820
輪之内町	利用者数（人）	2	3	2	3	2	3
	利用延日数（日）	300	530	300	382	300	350
安八町	利用者数（人）	3	5	3	5	3	5
	利用延日数（日）	500	584	500	731	500	735

現状維持の見込みとしています。

表5-12 地域活動支援センター事業の見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	利用者数（人）	4	5	4	4	4	4
	利用延日数（日）	810	814	820	820	820	820
輪之内町	利用者数（人）	3	3	3	3	3	3
	利用延日数（日）	530	382	350	300	300	300
安八町	利用者数（人）	5	5	5	5	5	5
	利用延日数（日）	584	731	735	750	750	750

⑥ 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスは常時介護を必要とする重度の障がいがある人の自宅を訪問して入浴サービスを行い、障がいのある人の福祉と健康の増進を図っています。

【訪問入浴サービスの計画と実績】

3町とも、利用者数はほぼ計画通りでした。

表5-13 訪問入浴サービスの計画と実績

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	利用者数 (人)	2	1	2	1	2	1
	利用延回数 (回)	96	61	96	50	96	50
輪之内町	利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0
	利用延回数 (回)	48	0	48	0	48	0
安八町	利用者数 (人)	2	0	2	2	2	1
	利用延回数 (回)	96	0	96	11	96	10

輪之内町、安八町では利用人数の増加を見込んでいます。

表5-14 訪問入浴サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用延回数 (回)	61	50	50	50	50	50
輪之内町	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	利用延回数 (回)	0	0	0	10	10	10
安八町	利用者数 (人)	0	2	1	2	2	2
	利用延回数 (回)	0	11	10	10	10	10

⑦ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人を介護している家族が、通院等のため介護できない場合に、障がいのある人のために日中の活動の場を確保し、障がいのある人の家族の一時的な負担軽減を図っています。

【日中一時支援事業の計画と実績】

神戸町で、実績が計画を上回りました。

表5-15 日中一時支援事業の計画と実績

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	利用者数(人)	8	23	8	26	8	25
	利用延回数(回)	160	346	160	284	160	300
輪之内町	利用者数(人)	8	8	8	10	8	10
	利用延回数(回)	160	125	160	149	160	150
安八町	利用者数(人)	3	5	3	5	3	5
	利用延回数(回)	60	66	60	95	60	95

利用人数の増加に伴い、3町とも増加を見込んでいます。

表5-16 日中一時支援事業の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	23	26	25	25	30	30
	利用延回数(回)	346	284	300	300	330	330
輪之内町	利用者数(人)	8	10	10	10	15	15
	利用延回数(回)	125	149	150	150	230	230
安八町	利用者数(人)	5	5	5	5	10	10
	利用延回数(回)	66	95	95	100	200	200

⑧ 自動車改造助成事業

自動車改造助成事業は、障がいの程度により、自ら運転する自動車を改造する際の費用の一部を助成する事業です。

【自動車改造助成事業の計画と実績】

3町ともほぼ計画通りでした。

表5-17 自動車改造助成事業の計画と実績

(単位:人)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	1	3	1	1	1	1
輪之内町	2	1	2	1	2	1
安八町	1	1	1	1	1	1

3町とも現状の人数を見込んでいます。

表5-18 自動車改造助成事業利用者の見込量

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	3	1	1	1	1	1
輪之内町	1	1	1	1	1	1
安八町	1	1	1	1	1	1

⑨ 自動車運転免許証取得助成事業

自動車運転免許証取得助成事業は、障がいのある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成するものです。

【自動車運転免許証取得助成事業の計画と実績】

安八町は、計画通りでしたが、神戸町、輪之内町は実績がありませんでした。

表5-19 自動車運転免許証取得助成事業の計画と実績

(単位:人)

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	1	0	1	0	1	0
輪之内町	2	0	2	0	2	0
安八町	1	1	1	1	1	1

安八町は現状維持、神戸町と輪之内町は見込量をあげています。

表5-20 自動車運転免許証取得助成事業の見込量

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	0	0	0	1	1	1
輪之内町	0	0	0	1	1	1
安八町	1	1	1	1	1	1

第6章 障がいのある児童の支援

障がいの早期発見、早い時期からの療育支援の充実は、障がい福祉の重要課題です。国の基本指針でも自治体等の障害福祉計画に児童福祉法に基づく障がい児支援の体制整備についても定めるよう努めるとされています。児童発達支援の利用者は、年々増加しており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

放課後等デイサービスでは、集団生活に適應できるように、適切、効果的な指導、訓練を行っています。当面は現状のサービス供給体制を維持しつつ、状況に応じて受け入れ態勢などを検討していく必要があります。

1. 障害児通所支援

【障害児通所支援の計画と実績】

障がいのある児童の支援のうち、児童発達支援では、利用者数が増加しています。放課後等デイサービスでは、利用者数が神戸町は減少しており、輪之内町、安八町はほぼ計画どおりでした。

表6-1 障がいのある児童の通所支援の計画と実績

			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
神戸町	児童発達支援	利用者数(人)	45	48	45	59	45	60
		利用延日数(日)	2,700	2,628	2,700	3,297	2,700	3,600
	放課後等 デイサービス	利用者数(人)	9	17	9	15	9	2
		利用延日数(日)	540	319	540	54	540	14
輪之内町	児童発達支援	利用者数(人)	25	20	25	26	25	25
		利用延日数(日)	1,800	1,476	1,800	1,814	1,800	2,400
	医療型 児童発達支援	利用者数(人)	1	1	0	1	0	0
		利用延日数(日)	50	76	0	8	0	0
安八町	児童発達支援	利用者数(人)	26	32	26	27	26	30
		利用延日数(日)	2,000	1,910	2,000	1,852	2,000	1,800
	放課後等 デイサービス	利用者数(人)	7	4	7	9	7	8
		利用延日数(日)	530	81	530	186	530	230

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、未就学の障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

神戸町、輪之内町は現状維持、安八町は増加の見込みとしました。

表6-2 児童発達支援の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	48	59	60	60	60	60
	利用延日数(日)	2,628	3,297	3,600	3,600	3,600	3,600
輪之内町	利用者数(人)	20	26	25	25	25	25
	利用延日数(日)	1,476	1,814	2,400	2,400	2,400	2,400
安八町	利用者数(人)	32	27	30	30	35	40
	利用延日数(日)	1,910	1,852	1,800	1,800	2,100	2,400

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児が、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

利用者、日数とも急増傾向を示しており、増加の見込みとしました。

表6-3 放課後等デイサービスの見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	17	15	2	4	4	4
	利用延日数(日)	319	54	14	200	200	200
輪之内町	利用者数(人)	0	0	0	1	2	2
	利用延日数(日)	0	0	0	50	100	100
安八町	利用者数(人)	4	9	8	10	10	12
	利用延日数(日)	81	186	230	300	300	340

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所などにおける集団生活への適応のため、専門的な支援を行うものです。現在、郡内における支援対象者は、神戸町の1名のみです。

表6-4 保育所等訪問支援の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	利用者数(人)	0	0	1	1	1	1
	延日数(日)	0	0	3	3	3	3
輪之内町	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	延日数(日)	0	0	0	0	0	0
安八町	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	延日数(日)	0	0	0	0	0	0

(4) 医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体状況により、治療も行っています。3町とも今後の見込みはありません。

(5) 児童入所支援

障がい児入所支援は、重度・重複障がい児や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実します。重度・重複障がい児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援をめざしています。

(ア) 福祉型児童入所支援

保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。福祉型障害児入所施設は、知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行が想定されますが、これらの施設が円滑に各障がい別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象の障がいを中心に受け入れることができるようにします。

3町とも、これまでの利用者がいないため、今後も見込みはありません。

(イ) 医療型児童入所支援

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。医療型障害児入所施設は、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されますが、各障がい別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象とする障がいを中心に受け入れることができるようにします。

3町とも、これまでの利用者がいないため、今後も見込みはありません。

2. 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある人も住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。

【障害児相談支援の計画と実績】

平成26年度の障害児相談支援は、3町とも大幅に増加しています。

表6-5 障害児相談支援利用者数の実績 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
神戸町	0	4	63
輪之内町	0	0	25
安八町	0	7	38

3町とも利用者の増加を見込んでいます。

表6-6 障害児相談支援利用者数の見込量 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神戸町	0	4	63	65	65	65
輪之内町	0	0	25	26	27	27
安八町	0	7	38	40	45	52

【障害児通所支援、入所、相談支援見込量のまとめ】

表6-7 障害児通所支援、入所、相談支援見込量のまとめ

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
神戸町	児童発達支援	人分	60	60	60
		人日分	300	300	300
	放課後等デイサービス	人分	4	4	4
		人日分	17	17	17
	保育所等訪問支援	人分	1	1	1
		人日分	1	1	1
	医療型児童発達支援	人分	0	0	0
人日分		0	0	0	
福祉型児童入所支援	人分	0	0	0	
医療型児童入所支援	人分	0	0	0	
障害児相談支援	人分	65	65	65	
輪之内町	児童発達支援	人分	25	25	25
		人日分	200	200	200
	放課後等デイサービス	人分	1	2	2
		人日分	5	9	9
	保育所等訪問支援	人分	0	0	0
		人日分	0	0	0
	医療型児童発達支援	人分	0	0	0
人日分		0	0	0	
福祉型児童入所支援	人分	0	0	0	
医療型児童入所支援	人分	0	0	0	
障害児相談支援	人分	26	27	27	
安八町	児童発達支援	人分	30	35	40
		人日分	150	175	200
	放課後等デイサービス	人分	10	10	12
		人日分	25	25	29
	保育所等訪問支援	人分	0	0	0
		人日分	0	0	0
	医療型児童発達支援	人分	0	0	0
人日分		0	0	0	
福祉型児童入所支援	人分	0	0	0	
医療型児童入所支援	人分	0	0	0	
障害児相談支援	人分	40	45	52	

(※) サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとしています。個別の単位については、以下のとおり。

「人日分」…「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」……月間の利用人数

第7章 計画の管理、着実な推進のために

1. 推進体制の充実

障がい者のための施策の目標を達成するために、3町は以下の点に留意して計画の推進に努めます。

- 相談体制の充実：在宅の障がいのある人やその保護者等の相談に応えていきます。
- サービス事業者対応：障がい者施策及び障がい福祉サービスの一層の充実を図るため、民間事業者等への情報提供に努め、多様なサービス供給の参入促進を図ります。
- 公平な支給決定：支援の必要性に応じてサービスが公平に利用できる手続き、基準の透明化に努めます。
- PDCAサイクル：計画、実行、評価、改善へ向けて、サイクルを繰り返します。基本目標は少なくとも1年ごとに評価します。
- 関係機関との連携：住民、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会と3町が協働の視点でそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら、効果的な計画推進に努めます。

2. 計画の弾力的な運用

サービスの提供や障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について、各年度における点検、評価を行い、3町それぞれの総合計画及び関連計画の進捗状況に合わせて、町政全般の動きに沿って計画を進めていきます。

3町の緊密な連携はもとより、より広域的な対応が求められるニーズに対しては、近隣市町や関係機関と調整して対応します。また、重度の障がいのある人や専門的な対応が必要になるケースなどでは、岐阜県と調整しながら円滑な取組みを推進します。

計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

資料編

1. 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱
2. 同支援協議会委員名簿
3. 第4期障害福祉計画作成経過

1. 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、安八郡障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を安八郡3町で共同設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 安八郡障害者計画及び安八郡障害福祉計画の作成、点検及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 福祉・保健・医療の関係者
- (2) 民間企業の関係者
- (3) 障がい福祉事業の従事者
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 相談支援事業者等の代表者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

3 会長は協議会を代表し、会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 協議会は、具体的な課題や協議事項を検討するため、各町自立支援部会を設置する。

2 部会の運営に必要な事項は、各町が別に定める。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、神戸町、輪之内町及び安八町が建制順に担当し、障がい福祉担当課において処理する。

2 庶務の任期は2年とする。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月19日から施行する。

2 安八郡障がい者施策検討委員会設置要綱（平成18年8月25日施行）は、廃止する。

3 協議会設立後初めて選任される委員の任期については、第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正後最初に庶務を担当する町は、安八町とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 安八郡障がい者自立支援協議会委員名簿

(安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿)

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

区 分	役 職 名	氏 名
福祉・保健・医療の関係者	安八郡医師会長	◎岩田 雅人
	神戸町民生委員児童委員協議会長	日比野悠紀
	輪之内町民生委員児童委員協議会長	小林 洋子
	安八町民生児童委員協議会長	説田 正清
民間企業の関係者	東レ（株）岐阜工場総務課長	大河内克純
障がい福祉事業の従事者	神戸町社会福協議会事務局長	羽賀 昭雄
	輪之内町たんぼぼの里管理者	中島 修
	安八町ひかりの里所長	加藤 正人
障がい者団体の代表者	身体障害者福祉協会安八郡支部長	○野村 宗司
	神戸町心身障害者育成会長	太田 ひとみ
	輪之内町たんぼぼの会代表	岩津 さち子
	安八町障がい児者育成会長	渡邊 友子
相談支援事業者等の代表	相談支援事業所せせらぎ相談支援専門員	西川 真美
	相談支援事業所ゆう相談支援専門員	橋本 聖子
	西濃障がい者就業・生活支援センター	山下 美智恵

※◎会長 ○副会長

※平成26年9月現在

3. 第3次安八郡障害者計画・第4期安八郡障害福祉計画作成経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 26 年 3 月	計画策定に係るニーズ調査結果報告書を公表	
平成 26 年 9 月 5 日	第 1 回安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会を開催	計画の概要、策定スケジュールを確認
平成 26 年 12 月 2 日	第 2 回安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会を開催	第 3 次安八郡障害者計画案、第 4 期安八郡障害福祉計画案について審議
平成 27 年 1 月 15 日～ 28 日	パブリックコメントを実施	3 町のホームページ等で、第 3 次安八郡障害者計画、第 4 期安八郡障害福祉計画の各素案を公表。岐阜県及び住民から意見を聴取
平成 27 年 2 月 16 日	第 3 回安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会を開催	第 3 次安八郡障害者計画案、第 4 期安八郡障害福祉計画を確定

第4期 安八郡障害福祉計画

平成27年3月

発行：神戸町